

佐久環境衛生組合告示 第6号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び佐久環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年条例第3号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき次のとおり佐久環境衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果について縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、組合長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和7年4月30日

佐久環境衛生組合
組合長 柳田 清二

記

- 1 縦覧に供する場所
佐久環境衛生組合事務局 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306
佐久市役所 環境部生活環境課 佐久市中込3056番地
佐久穂町役場 住民税務課 南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
- 2 縦覧期間
令和7年4月30日から同年5月30日まで
- 3 縦覧時間
午前9時から午後4時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- 4 施設の名称
佐久平環境衛生センター
- 5 施設の所在地
佐久市鍛冶屋477番地
- 6 施設の種類
し尿処理施設

7 施設において処理する一般廃棄物の種類
し尿、浄化槽汚泥

8 施設の能力
変更前：83kL／日 変更後：145.3kL／日

9 実施した生活環境影響調査の項目
水質

10 縦覧の手続き
報告書を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

11 縦覧者の遵守事項
(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

12 縦覧のその他事項
組合長は、縦覧の遵守事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

13 意見書の提出先
佐久環境衛生組合事務局 佐久穂町大字宿岩306番地

14 意見書の提出期間
令和7年6月2日から同年6月16日まで

15 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
(2) 施設の名称
(3) 生活環境保全上の見地からの意見